

平成 31 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 廣 濟 堂
代表者名 代表取締役社長 土井 常由
(コード番号 7868 東証 第1部)
問合せ先 取締役 小林 秀昭
電 話 (03) 3453-0557

当社監査役の MBO に対する反対の意見表明について

平成 31 年 2 月 18 日、当社の監査役である中辻一夫氏（以下「中辻監査役」といいます。）が、当社の平成 31 年 1 月 17 日付「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（その後の訂正を含みます。以下「当社平成 31 年 1 月 17 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせした現在実施されている株式会社 BCJ-34（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に反対する旨のリリース（以下「中辻監査役リリース」といいます。）を行い、また、当社の創業家株主である櫻井美江氏（以下「創業家株主」といいます。）も、中辻監査役の反対の理由には合理性があるとの考えの下、本公開買付けに反対する旨のリリースを行い、当社はその内容を確認しました。

当社といたしましては、本日、中辻監査役及び創業家株主がこのような意見を表明されたことは大変遺憾であり、また、中辻監査役によるリリースに記載された内容はいずれも当社の理解とは異なりますので、以下のとおり当社の理解をお伝えいたします。

なお、本プレスリリースにおいて特段定義されていない用語は、当社平成 31 年 1 月 17 日付プレスリリースの定義によります。

1. 本公開買付けによって当社の企業価値が向上するか否かが不明であり、企業価値を毀損するおそれがあるとの指摘について

本公開買付け実施後における当社の経営改善策として現時点で想定されている事項は、当社平成 31 年 1 月 17 日付プレスリリース及び平成 31 年 2 月 12 日付「MBO に伴う FAQ の開示について」に記載のとおりですが、本公開買付けを主導するベインキャピタルは、平成 30 年 9 月上旬以降、金融機関を通じて紹介された当社の代表取締役社長である土井常由氏（以下「土井氏」といいます。）との間で、今後の当社グループにおける中長期的な更なる成長、企業価値向上の実現について話し合いを重ね、当社の事業に対する十分な理解の下で、国内の印刷事業は上流工程、所謂マーケティング領域からの一貫通貫の展開により、付加価値と高収益性を生むためのベインキャピタルの保有する既存ポート

フォリオの紹介及びそれらと当社グループの協業を推進し、「インクを紙に落とす」という従来型の印刷（製造部分）の基盤を維持しつつも価格競争ではなく、印刷物（成果物）がもたらす価値を共に共有できるパートナーシップの構築を目指すことや、印刷事業以外の情報セグメント事業（主に人材事業）についても、将来的な海外人材紹介事業の成長を見据えた上で、例えば海外現地企業とのパートナーシップ構築の支援や、M&Aを通じた高成長セグメント事業への進出・拡大の支援といった様々な具体的な施策を提案しており、当社としては、当該施策の実行は企業価値の向上や当社の持続的な成長につながるものと評価しております。

2. 公正な手続を通じた株主への配慮がないとの指摘について

情報管理の観点等を勘案して、各役員に対して本公開買付けに関する情報を共有した時期に前後はございましたが、中辻監査役に対しても、本公開買付けに関して、平成 31 年 1 月 17 日開催の取締役会に先立って、当日、他の監査役に共有していた内容と同程度の内容について説明を行い、本公開買付けの意義・内容について十分にご理解をいただいたものと認識しており、実際に中辻監査役は、当該取締役会において本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことに対して、異議がないことを明示した上で、決議の直後に、「成立に向けて頑張ってください」と述べて、改めて異議がないことを示すとともに、他の取締役を激励する発言をされております。したがって、当社としては、本公開買付けに関する手続について、公平性・公正性に欠けるところはないものと考えております。

なお、平成 31 年 1 月 17 日開催の取締役会において中辻監査役が以上のとおりの言動をとったことについては、中辻監査役からの平成 31 年 2 月 5 日付通知書（以下「2 月 5 日付通知書」といいます。）に対する当社の同月 12 日付けの回答書（以下「2 月 12 日付回答書」といいます。）の中でも既に中辻監査役にお伝えしております。なお、その後同年 1 月 31 日及び 2 月 8 日に開催された当社取締役会においても、中辻監査役から本公開買付けに対して反対である旨の意見はいただいております。その他、昨日の中辻監査役リリースが出された点を除き、中辻監査役から本公開買付けに対して反対である旨の正式なご意見はいただいております。

3. 中辻監査役が推測している本公開買付けの真の目的との点について

中辻監査役は、中辻監査役リリースの中で、本公開買付けの真の目的は、当社の現経営陣らの自己保身と、公開買付者による当社の廉価買収である可能性があるとの推測を述べておられます。

もっとも、当社平成 31 年 1 月 17 日付プレスリリースに記載のとおり、本公開買付け後における当社の役員構成の詳細は、公開買付者としては、土井氏及びペインキャピタルが

指名する取締役を合わせた人数が当社の取締役の過半数となるように、土井氏及びベインキャピタルが指名する者を当社の取締役に就任させることを考えているとのことですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点では未定であり、公開買付者と土井氏を除く当社の取締役及び監査役との間では、本公開買付け後の役員就任について何らの合意も行われておらず、本公開買付け実施後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、当社と協議しながら決定していく予定とされております。このように、土井氏を除く当社の現役員が継続して役員として選任されることは何ら約束されたものではございません。

また、当社平成 31 年 1 月 17 日付プレスリリースに記載のとおり、当社は、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社が算定した当社株式の株式価値を元に、第三者委員会とも協議しつつ、土井氏及びベインキャピタルとの間で真摯に価格交渉を行い、その結果、土井氏及びベインキャピタルの当初提示額である 1 株当たり 550 円から 610 円にまで引き上げ、また、第三者委員会も本公開買付けの公表までに合計 11 回開催し、本公開買付けに関する協議及び検討を慎重に行った上で答申を行うなど、価格の最大化に向けて尽力してまいりました。このように当社が公開買付者による廉価買収を企図したとの事実ではございません。

4. 中辻監査役による会社法第 381 条第 2 項に基づく報告請求について

前記のとおり、中辻監査役は、平成 31 年 1 月 17 日開催の当社取締役会において本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことに対して、異議がないことを明示した上で、決議の直後に、「成立に向けて頑張ってください」と述べて、改めて異議がないことを示すとともに、他の取締役を激励する発言をされておられました。

にもかかわらず、平成 31 年 2 月 5 日に、創業家株主の代理人を務め、かつ、自身が当社の株式を相当数有する株主でもある者が中辻監査役の顧問弁護士に就任した（なお、中辻監査役の顧問弁護士として名を連ねているその他の弁護士も全て当該弁護士と同じ法律事務所所属しており、かつ、創業家株主の代理人を務めております。）として、同日付で、当社の内部情報を複数記載した 2 月 5 日付通知書が、突如、当社に届きました。2 月 5 日付通知書においては、会社法第 381 条第 2 項に基づく報告請求として、本公開買付けに関する報告の要請が記載されておりましたが、中辻監査役の平成 31 年 1 月 17 日開催の当社取締役会での上記言動と反し、明示的に異議を述べなかったに留まるとの主張が記載されており、また、その報告先として、創業家株主の代理人を務め、かつ、自身が当社の株式を相当数有する株主でもある中辻監査役の顧問弁護士の所属法律事務所が指定されていたことから、当社としては、当該報告要請は、監査役としての職務遂行の目的ではなく、一部の特定の当社株主（の代理人）が当社の内部情報を取得する目的のために行われたものなのではないかとの強い疑念を持つに至りました。

そのため、当社は、2月12日付回答書において、まず、2月5日付通知書においてなぜ平成31年1月17日開催の当社取締役会での中辻監査役の言動について事実と異なる記載がされているのか理解に苦しむ旨を述べた上で、当社に対して善管注意義務を負う当社取締役としては、創業家株主の代理人を務め、かつ、自身が当社の株式を相当数有する株主でもある者に対して当社の内部情報を報告することには応じかねる旨の回答しております。

なお、当社としては、まずは上記のような疑念を払拭するための対応を適切にとって頂く必要があると考えておりますが、当該疑念が払拭された場合には、中辻監査役としての職務遂行に必要な範囲で中辻監査役からの報告請求に応じる意向を有しております。

当社といたしましては、創業家株主に本公開買付けの意義をご理解いただけるよう、引き続き努力してまいりたいと考えています。

以 上